「夢みらい応援資金」の取扱いについて

第１　この取扱いは、児童養護施設等を退所し自立生活を送る学生に対する「夢みらい応援資金」交付要領（以下「交付要領」という。）の規定のほか、「夢みらい応援資金」の対象者及び物品交付に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（「夢みらい応援資金」（措置延長者分））

第２　交付は、次の全ての要件に該当する者とする。

（１）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム（以下「社会的養護関係施設」という。）への入所措置及び里親又はファミリーホームの委託を措置延長している者

（２）毎年度４月１日時点において、学校教育法に規定する大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍している者

第３　交付額は、第２に掲げる対象者１人につき３万円とする。

第４　夢みらい応援資金の交付方法は次の各号に定めるものとする。

　　（１）夢みらい応援資金を希望する社会的養護関係施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、里親会の長（以下「施設長」という。）又は児童相談所の長は、第２に規定する対象者（以下「対象者」という。）を確認するための「在学証明書又は学生証など在籍を確認できる書類」を添付して、請求書（様式２）を静岡県社協会長に提出するものとする。

　　（２）静岡県社協会長は、前項に規定する請求書を受理した日の翌日から30日以内にこれを支払うものとする。

　　（３）施設長は、「夢みらい応援資金」を受領した日の翌日から20日以内に、対象者に「夢みらい応援資金」を支払うとともに、対象者への振込を確認できる書類を静岡県社協会長に、速やかに提出するものとする。

（「夢みらい応援資金」物品交付）

第５　交付は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームへの入所、里親又はファミリーホームで生活している里子で、かつ本会が指定する年月日において、学校教育法に定める中学校及び高等学校に在籍している者に対して行う。

第６　交付物品は図書カードとする。

第７　図書カードの交付額は、第５に掲げる対象者１人につき１万円とする。

第８　図書カードの交付方法は次の各号に定めるものとする。

（１）図書カードを希望する施設長又は児童相談所の長は、「夢みらい応援資金」物品交付受領者確認票（様式３）を静岡県社協会長に提出するものとする。

　（２）静岡県社協会長は、前項に規定する「夢みらい応援資金」物品交付受領者確認票を受理した日の翌日から30日以内に施設長又は児童相談所の長に図書カードを送付するものとする。

　（３）施設長又は児童相談所の長は、図書カードを受領した日の翌日から20日以内に、対象者にこれを受け渡すとともに、受領証（様式４）を静岡県社協会長に、速やかに提出するものとする。

（その他）

第９　この取り扱いに定める事項ついては、予算の範囲内で行うこととし、この取扱いに定めのない事項については、静岡県社協会長が別に定める。

附　則

　この取扱いは、令和５年９月20日から施行する。